



2007年11月26日 特別号

坂本てつしの 国政だより

Sakamoto News Letter

衆議院議員

坂本てつし後援会

〔熊本事務所〕〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室 122-4
TEL : 096-293-7990 FAX : 096-293-7994
〔国会事務所〕〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2-234
TEL : 03-3508-7034 FAX : 03-3508-3834
HP <http://www.tetusi.com> mail : sakamoto@tetusi.com

皆様お元気のことと思います。7月29日の衆議院熊本第3区補欠選挙で当選させていただいた以来、連日国会活動、地域活動を繰り返しているところでございます。月曜日または火曜日に上京して、金曜日に帰熊という生活です。

防衛省の不祥事、またインド洋上で燃料補給活動の停止、不明年金、薬害肝炎、食品の偽装表示、そして原油高騰、農畜産の低迷と政治課題は後を断ちません。その中で坂本てつしは、「生活する側の視点」を忘れずに政治に取り組んで参りたいと思います。

国会活動報告

衆議院決算行政監視委員会で総理に質問

10月12日、今回運よく決算行政監視委員会で「自民党・無所属会」を代表して質問することができました。NHKで一般中継される中、15分という短い時間でしたが、総理大臣に日ごろの思いを精一杯ぶつけました。その内容を御報告いたします。皆様のいろいろなご意見・ご感想をお寄せ下さい。

1. 地方税収の見直しで格差の是正を

〔坂本委員・質問〕 地方の財政を少しでも潤すためには、やはり税の国と地方の配分をもう一回考え直さなければいけない。そして、地方に手厚く配分する中で、税の偏在をできる限り是正していくことが大切である。(※税の国対地方の取り分は現在3:2)

地方間格差の是正策として、最近指摘されている「法人事業税」「法人住民税」のいわゆる 法人二税の配分基準をもう一度見直すべきではないか。平成17年度の税制改革でこの基準が見直されたわけだが、それでも十分ではない。もう少し地方に分厚く税が配分するよう切り込むべきだと思いがいかがか。

また、この法人二税を「地方共同税」として集め、それを各地方の面積や人口に応じて再配分しようという提言もなされている。

さらに、税の偏在をなくすためには、将来的に地方消費税を拡充させることも大事ではないだろうか。現在、5%の消費税のうち1%が地方に回されているが、この割合を拡充することによって地方間の税の偏在を少しでも是正し、地方の財源を少しでも豊かにする方向で考えるべきではないか。



～国と地方 1対1～

〔増田総務大臣・答弁〕 地方税収を充実させることは、地方の状況を考える上で最優先で取り組むべき課題と考えている。そして、当面、国・地方の税収比を1対1に拡充をさせたいと考えている。その際、やはり地方の税収構成の中で「消費税」が一番安定的な税収であると考えている。偏在性が一番少ないこの消費税を中心に据えて、地方税収を構成していくことが一番適切ではないか。

一方で、法人二税も地方税収の中では4分の1程度の割合を占めている。これは、景気がよくなるとその偏在度がさらに拡大をしてくる性格を持っている。地方消費税の拡充とあわせて、この法人二税の偏在度の是正ということにも取り組んでいかなければならない。

2.地方の自立と道州制の導入

【坂本委員・質問】 税の地方への配分が手厚くなると、今度は受け皿としての地方の取り組みが問題になってくる。地方の自立ということ考えた場合、やはり政策能力の高い地方政府が必要である。そして、中央政府と地方政府でお互い連携をとりながら、福田首相が言われるところの「自立と共生」に向けて進んでいかなければいけない。

そのためには、最終的にはやはり「道州制の導入」になると思う。税の移譲、そして各種の権限の移譲と同時に、その枠組みをしっかりとしたものにするには、これから日本を運営していく上で大切なことである。そこで、道州制の導入について、福田総理はどのように考えるか、そのタイムスケジュールも含めて、考えを伺いたい。

また、増田総務大臣には、大臣が考えられる最高の道州制というものはどういうものがあるか、伺いたい。

～道州制は地方分権の最終ゴール～



【福田総理大臣・答弁】 地方自治体だけで解決できない問題もある。そういう問題について、共に支え合うという考え方はこれから大変大事になってくる。

そして今、改革の大きな柱である「中央から地方」という考え方を進めていくとともに、「地方分権」を進めていかなければいけない。**地方分権の最終ゴールは、やはり「道州制の実現」ということになるのではないか。**

具体的には、現在、国民的な合意形成を図るという意味で「道州制ビジョン懇談会」というものを開催している。今後、その成果を踏まえまして、道州制ビジョンというものを政府としても策定していきたい。

～分権の推進、そして道州制～

【増田総務大臣・答弁】 ドイツなどは各州政府、地方政府がきちんとあり、そこでおおよその仕事は州民との決定の中で決められており、大変うらやましいことだと思っている。

この道州制を考える際に、その大前提として分権をきちんと進める、そして、その上で道州制のような大きな国の体制の変革に結びつけていくことが必要ではないか。

したがって、当面、分権委員会で分権の議論をしているが、そうした議論を経た上で道州制の実現に向けて私も担当大臣として全力を尽くしていきたいと考えている。

【坂本委員・質問】 総理が言われるところの「自立と共生」も、道州制なくしてはなかなか出来上がらない。平成の大改革であるが、是非それぞれの立場で取り組んでいただきたい。

増田大臣におかれては、今の時期になぜ知事から大臣に就任されたのか、その意味は大きい。したがって、知事のときに考えておられた地方のあり方、あるいは国のあり方を、大臣としても是非貫いていただきたい。そして、中央と地方、それぞれに連携して、自立と共生ができるような国づくりにしていただくことをお願いしたい。



◆決算行政監視委員会とは◆ 国の予算がどう使われたのかをチェックする委員会。予算委員会とは逆の立場になる。また行政に関する国民からの苦情処理などの行政監視も行う。現在40名の衆議院議員で構成され、そのうち理事は9名。坂本氏はその理事メンバーの1人。



関係省庁からレクチャー(説明)を受ける



補選後の初登院



頂いた手紙に返礼を書く

政策速報 <畜酪が危ない!! 家畜飼料特別支援資金の見直し>

トウモロコシの価格が急上昇し配合飼料が急騰しています。畜産・酪農のピンチです。このため、平成19年3月、畜産物価格関連対策として、すべての畜産農家を対象に、飼料購入資金を低利で融通する家畜飼料特別支援資金を創設しました。しかし、最近の光熱水道費上昇など経営環境の悪化を踏まえ、同年10月、発動基準を見直しました。具体的には、トン当たり51,600円から47,700円へと基準価格を下げました。事業内容は、貸付利率1.6%で償還期間は10年(10月18日貸付から適用)。貸付限度額は、肥育牛1頭につき2万円、牛用牛・1万5千円、豚・4千円などと設定され、融資総額は450億を見込んでいます。一層の支援体制を訴えていきます。